神川町の令和7年度決算に係る健全化判断比率等について（公表資料）

令和 8 年 10 月

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定に基づき令和7年度決算に係る「健全化判断比率」と「資金不足比率」を下記のとおり公表します。

1　健全化判断比率

（単位　%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算　定　比　率	**赤字額なし**	**赤字額なし**	**3．7**	**―**
※早期健全化基準	15．00	20．00	25．0	350．0
※財政再生基準	20．00	30．00	35．0	―

※早期健全化基準及び※財政再生基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2　資金不足比率

（単位　%）

	水道事業会計	下水道事業会計	観光事業特別会計
算　定　比　率	**不足額なし**	**不足額なし**	**不足額なし**
※経営健全化基準	20．0	20．0	20．0

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

【用語説明･算出方法】

〇「健全化判断比率」とは次の4つの指標です。

① 実質赤字比率

･一般会計等の実質的赤字額が、標準的収入に対してどのくらいの割合であるか。

･一般会計等の実質赤字額÷標準財政規模

② 連結実質赤字比率

･全会計の実質的赤字額が、標準的収入に対してどのくらいの割合であるか。

･連結実質赤字額÷標準財政規模

③ 実質公債費比率

･一般会計等の実質的借入金返済額が、標準的収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合であるか。

･（（地方債の元利償還金）－（特定財源＋元利償還金等に係る基準財政需要額算入額））
÷（標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）

④ 将来負担比率

･一般会計等が抱える実質的負債残額が、標準的収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合であるか。

･（（将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額）＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額））
÷（標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）

注）将来負担比率は、実質的な将来負債額が負の場合、該当なし（「－」で表示）となる。

〇「資金不足比率」とは次の指標です。

･各公営企業会計の資金不足額が、事業規模に対してどのくらいの割合であるか。

･資金の不足額÷事業の規模